

## 平成31年度神戸市民病院機構障害者優先調達推進方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、神戸市民病院機構が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

なお、本方針において使用する用語は、特に定めのないものについては、法の例によるものとする。

### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

法は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下、「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的としたものである。

神戸市民病院機構においても、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設等からの物品等に対する需要を増進することが重要である。

### 2 調達の推進の基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第3条の規定に基づき、物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第9条の規定に基づき、地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

これらを踏まえ、神戸市民病院機構においては、具体的には以下のような基本的考え方にとり、調達を行うものとする。

- ① 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達に努めるものとする。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施にあたっては、他の施策との調和を図るものとする。

### 3 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 4 調達推進に必要な情報の提供

透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

#### 5 調達推進方法

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、以下の点に留意するものとする。

- ① 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。具体的には、神戸市内の障害者就労施設等における提供可能な物品等は非常に多岐にわたっていることから、障害者就労施設等からの調達の可能性について、幅広く検討を行ったうえで、調達を実施するものとする。
- ② 調達にあたっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際及びその他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- ③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

#### 6 その他

障害者就労施設等が供給する物品等の調達実績について、会計年度終了後、速やかに調達実績の概要をとりまとめ、公表する。